さいたま市ヘルスプラン２１サポーター制度実施要領

（目的）

1. この要領は、さいたま市健康づくり・食育推進協議会（以下「推進協議会」という。）が、さいたま市ヘルスプラン２１サポーター（以下「サポーター」という。）制度を創設し、さいたま市ヘルスプラン２１（第２次）（以下「ヘルスプラン２１（第２次）」という。）の基本的視点に示されている「市民が身近なところで、主体的に健康づくりに取組める環境整備の推進」を目的とする。

（サポーターの要件等）

1. サポーターは、市内に住所を有する団体、施設、店舗等（以下「団体等」という。）であって、ヘルスプラン２１（第２次）の目標を達成するため、健康づくりに関する取組を実践するものであり、次のいずれかに該当しているものとする。

・市民に対し、自らの団体の健康づくりの取組について情報発信する。

・市民に対し、健康づくりの情報について発信する。

・行政や他団体と協働し、健康づくりの取組を行う。

（登録等）

第３条　サポーターへの登録を希望する団体等は、登録申請書（様式１）を推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

２　会長は、前項の申請書の内容確認のうえサポーターとして名簿へ登載し、サポーター証（様式２）を交付する。

３　登録に要する費用は無料とする。

（変更届）

第４条　団体等は、前条第１項に規定する登録申請書（様式１）の内容に変更が生じた場合、速やかに変更届（様式３）を会長に提出するものとする。

（辞退届）

第５条　団体等がサポーターを辞退する場合は、速やかに辞退届（様式４）を会長に提出するものとする。

（活動経過報告）

第６条　サポーターは、定期的に活動経過報告書（様式５）を会長に提出するものとする。

（市民への情報提供）

第７条　会長は、公表を承諾したサポーター名等について、情報媒体を通じて広く市民に情報提供するものとする。

（取消し）

第８条　サポーターが次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、会長はサ

　ポーターを取り消すことができる。この場合、会長は、名簿登載取消通知（様式６）により速やかに当該サポーターに通知するものとする。

（１）サポーターとしての要件を満たさなくなった場合

（２）移転等により市内に住所地がなくなった場合

（３）その他、サポーターとしてふさわしくないと会長が判断した場合

（総括）

第９条　サポーター制度に関する事務の総括は、推進協議会事務局において行う。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

　　附　則

　この要領は、平成１６年６月１日から施行する。

　　附　則

　この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

　　附　則

　この要領は、平成２２年３月１６日から施行する。

　　附　則

　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

　　附　則

　この要領は、令和３年４月９日から施行する。